

北上市高齢者緊急措置規則の一部を改正する規則

北上市高齢者緊急措置規則（平成27年北上市規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(費用の請求) 第9条 緊急措置に係る費用（以下「措置費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、老人福祉法第21条の規定に基づき、市の支弁とする。 (1) 被措置者が要介護者に該当しない場合 1日につき <u>3,350円</u>	(費用の請求) 第9条 緊急措置に係る費用（以下「措置費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、老人福祉法第21条の規定に基づき、市の支弁とする。 (1) 被措置者が要介護者に該当しない場合 1日につき <u>ユニット型個室の利用に係る食費の基準費用額（介護保険法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。）及び居住費の基準費用額（同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。）</u>
(2) [略] 2・3 [略]	(2) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。